

建設工事と技術者の配置について

京 都 府 道 路 公 社

第 1 建設業法で必要とする技術者等

1 営業所専任技術者（建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業 : 国家資格者、実務経験者(年数規定有)
- ・特定建設業(指定建設業) : 一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業(指定業種以外) : 一級国家資格者、指導監督的実務経験者(年数規定有)

◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。

◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
(工事現場が、当該営業所と同一の京都府の土木事務所管内にあること。)
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

◎ 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経營業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者(主任技術者又は監理技術者)を置かなければなりません。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第 1 項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者（建設業法第26条第 2 項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

公共性のある工作物に関する請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

（入札公告等で工事現場に技術者の専任を求めている場合は、請負金額にかかわらず専任の技術者であることが必要です。）

◆ 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園)		指定建設業以外(左以外の21業種)				
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
営業者に必要な技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	3,000万円以上 ※1	3,000万円未満 ※1	3,000万円以上は契約できない ※1	3,000万円以上 ※1	3,000万円未満 ※1	3,000万円以上は契約できない ※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①国家資格者 ②実務経験者		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①国家資格者 ②実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が2,500万円(※2)以上となる工事					
監理技術者資格者証の必要性	国、公共団体等発注の場合には必要	必要なし		国、公共団体等発注の場合には必要	必要なし		
監理技術者講習受講の必要性							

※1 建築一式工事の場合:4,500万円

※2 建築一式工事の場合:5,000万円

4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。

しかし、京都府道路公社では、工事請負契約書及び共通仕様書により、現場代理人について、以下の条件を規定しています。

(1) 現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事と兼務できないこと。

京都府の工事請負契約書第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づくこの一切の権限を行使することができる。

(2) 現場代理人に請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めていること。

京都府土木工事共通仕様書（案）1-1-14

請負者は、契約書第10条に基づく現場代理人を、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、配置しなければならない。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

なお、委託契約書に基づく草刈り等の業務委託においても、同様に現場代理人を配置しなければなりません。

(3) 工事現場における現場代理人の常駐を要しないこととすることができる場合

京都府の工事請負契約書第10条第3項

発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

京都府の工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」は、以下の条件のいずれかを満足する場合に限ります。

- 1 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合
 - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとして、現場代理人が複数の工事現場に従事することを発注者が認める場合
 - (1) 1に規定する場合
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする工事それぞれに現場代理人として従事する場合。（それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、発注者が認めない場合を除く。）
 - (3) 発注済みの工事につき、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合。（それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、発注者が認めない場合を除く。）

ただし、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の、現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事打合せ簿等で明確にしなければなりません。

5 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札 = 入札参加資格確認申請日

指名競争入札 = 入札の執行日

随意契約 = 見積書の提出日

6 特定建設工事共同企業体と技術者等

特定建設工事共同企業体が請け負った建設工事を施工する場合には、代表者が監理技術者資格を有する監理技術者又は主任技術者を、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者をそれぞれ請負金額にかかわらず専任で配置しなければなりません。（当該工事に対応する許可業種に係る資格が必要です。）

また、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

第2 低価格受注工事と補助技術者

平成20年11月17日以降に入札参加資格確認通知を受け、低入札調査基準価格を下回った価格で入札し、契約を行う工事では、請負者は通常配置する監理技術者等に加え、同等の資格を有し、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を**専任で1名追加配置**しなければなりません。この追加で求める技術者を補助技術者と呼びます。

(注意事項)

- ・ 補助技術者は営業所専任技術者及び現場代理人と兼任することはできません。
- ・ 補助技術者は京都府道路公社の実績としては担当技術者の扱いとなります。また、共通仕様書で登録を義務付けている実績情報システム（CORINS）には必ず担当技術者として登録してください。
- ・ 監理技術者等に工事実績等を求めている場合においては、補助技術者にも同様の工事実績等が必要です。
- ・ 特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助技術者は各構成員がそれぞれ専任で1名追加配置する必要があります。

第3 一般競争入札における配置予定技術者

1 一般競争入札の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者

京都府道路公社が発注する一般競争入札のうち、工事現場に専任義務を要する工事では、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者調書の提出を求めています。配置予定技術者調書に記載する技術者については、以下の条件を満足しなければなりません。

京都府道路公社が発注する一般競争入札のうち、工事現場に専任義務を要する工事では、参加しようとする入札案件ごとに、別の配置予定技術者が必要です。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3箇月以上の雇用関係）があり、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事については、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。
(入札公告等で工事現場に技術者の専任を求めている場合は、請負金額にかかわらず専任で配置できる技術者であることが必要です。)
- (2) 入札に参加しようとする1件の工事につき、1人の監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）を配置予定技術者として入札参加資格確認申請すること。
(1人の技術者で複数の工事に入札参加資格確認申請をすることはできない。
また、先に公告のあった工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできない。)
- (3) 現在、他工事に配置している技術者又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に配置可能な技術者とする事。
(配置可能な技術者として認められる場合は、現在配置している工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、又は、下記第4で示す途中交代が認められることが証明される場合に限る。)
- (4) 入札公告等で複数の配置予定技術者の申請を認めている場合は、複数の候補者を記

入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足すること。
(条件を満たす2名の技術者がいる場合、2つの工事にその2名の技術者を配置予定技術者の候補者として、技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能。2つの工事の申請が同時でない場合においても、(2)によらず、可能とする。)
なお、工事現場の専任義務を要する工事の配置予定技術者は、死亡、病休、退職等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できない。

- (5) 入札参加資格確認申請書の提出時に、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。
- (6) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、京都府の指名停止措置を受けることがある。また、落札決定後に判明した場合は、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。
- (7) 営業所専任技術者を配置予定技術者とする場合は、後任の営業所専任技術者の候補者の氏名並びに現在の所属及び現場専任技術者でないことについて、書面（書式は任意）で提出すること。

2 配置予定技術者の確認資料

(1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

ア 監理技術者

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 監理技術者講習（登録講習）修了証の写し

平成16年3月1日に施工された建設業法の改正により、監理技術者講習の受講は、資格者証の交付要件から、公共工事における専任の監理技術者の要件となり、公共工事の発注者は、専任される監理技術者の要件について、「監理技術者資格者証」に加えて、過去5年以内に監理技術者講習を受講したことを証明する「監理技術者講習修了証」を確認する必要があります。

なお、当面の移行措置としては、以下のとおり取り扱うこととします。

- ◎ 平成16年2月29日以前に交付された資格者証（以下「旧資格者証」という。）を所持している者については、資格者証の写しのみ提出で可とします。
- ◎ 平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に交付された資格者証（以下「新資格者証」という。）を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る修了証の写しを提出してください。
- ◎ 旧資格者証の有効期限の満了日前に更新手続を行い新資格者証の交付を受けた場合については、それ以前に登録講習を受けている場合は問題ありませんが、旧資格者証の交付申請の時点で指定講習の修了証を指定資格者交付機関に提出し所持していないことから、講習の受講を証明するため以下のいずれかを提出してください。
 - ・旧資格者証の有効期限が満了していないことを証明するため、旧資格者証の写し
 - ・受講した指定講習実施機関から再発行を受けた「講習修了証明書」の写し

イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- (ア) 資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）
- (イ) 経歴書（実務経験による技術者の場合）

(2) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

- (ア) 監理技術者資格者証（表・裏）
- (イ) 健康保険被保険者証
- (ウ) 住民税特別徴収税額（変更）通知書
- (エ) 雇用保険者証

第4 現場配置技術者の変更

- 1 監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日）の趣旨に基づき、監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の変更は、原則として認めません。また、補助技術者における取扱いについても同様とします。

監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日）

（4）監理技術者等の途中交代

・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

・ なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

・ また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

2 請負者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

(1) 工事現場の専任義務を要する工事

2,500万円（建築一式は5,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからキのいずれかに該当し、かつ、下記(3)の条件を満足する場合に限り、請負者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

ア 死亡

請負者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。

（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めない。）

イ 病気等

請負者から、「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、請負者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

ウ 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。
(該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。)

エ 転勤

単なる請負者の都合による転勤でなく、該当技術者本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合。
(該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求めます。)

オ ^{※1}発注者の責による工期延期：^{※2}大幅な工期延期の場合は認める。

カ ^{※3}現場条件による工期延期：同上

キ 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

- ※1 発注者の責による工期延期とは、例えば「用地調整」、「占用物件調整」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。
- ※2 大幅な工期延期とは、工事請負契約書第48条第1項(2)に準拠して「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を越えるときは、6月)を越える場合」を目安とする。
- ※3 現場条件による工期延期とは、例えば「地質条件」、「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

(2) 工事現場の専任義務を要しない工事

2,500万円(建築一式5,000万円)未満の工事については、下記(3)の条件を満足していれば、請負者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記(1)と同様の取扱いとします。

(3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等(公募条件等に適合している等)以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

★重複配置期間の基準

- (ア) トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上 : 1ヶ月
- (イ) (ア)以外で工事の残工期が6ヶ月以上 : 1週間
- (ウ) (ア)、(イ)以外 : 1日